

重度障害者（児）日常生活用具での火災警報器の給付について

障害福祉制度では、日常生活用具給付事業において、重度又は最重度の障害者で火災発生感知や避難が難しい障害者のみ世帯等を対象とした火災警報器の給付があります。

消防庁では10年を交換の目安としておりますが、この事業では火災警報器の耐用年数を8年としており、既に給付を受けている方は8年経過後に再給付が可能です。

お住まいの地域の総合支所保健福祉センター保健福祉課でお手続きください。

なお、住宅用火災警報器は、いざというときに機能するよう定期的な点検をお勧めします。

費用／世帯の所得に応じて自己負担あり

問合せ先：総合支所保健福祉課

世田谷 電話：5432-2865 FAX：5432-3049

北 沢 電話：6804-8727 FAX：6804-8813

玉 川 電話：3702-2092 FAX：5707-2661

砧 電話：3482-8198 FAX：3482-1796

烏 山 電話：3326-6115 FAX：3326-6154